

避難情報発令時の旭川市内保育施設等における臨時休園等の対応ガイドライン

1 避難情報発令時における臨時休園等の対応

避難情報が発令された地区の保育施設等は、避難情報・防災気象情報の収集に努めるとともに、保護者への連絡を密にし、安全な保育の提供を前提に、次の対応を行ってください。

(1) 登園時間前に発令の場合

警戒レベル 3	・原則休園
警戒レベル 4・5	・休園

(2) 開園時間中に発令の場合

警戒レベル 3 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ状況の連絡と、できるだけ速やかなお迎えの依頼を行う。 ・避難準備及び避難所への避難を開始。 ・避難所への避難はかえって園児に危険を及ぼしかねないと施設長等が判断する場合は、近くの安全な場所や園内のより安全な場所に避難。
------------	--

2 避難情報が解除された場合の対応

・地域や施設の状況に応じて、安全な保育の提供が可能な場合は、保育を再開。

【参考】市が発令する避難情報と警戒レベル，住民のとるべき行動（旭川市防災安全部防災課 HP より抜粋）

避難情報	状況	住民のとるべき行動	警戒レベル
緊急安全確保 ※市が発令	災害発生 または切迫	・命を守る行動をとる（大至急安全な場所へ移動するなど）	警戒レベル 5
避難指示 ※市が発令	災害のおそれ 高い	・危険な場所から全員避難	警戒レベル 4
高齢者等避難 ※市が発令	災害のおそれ あり	・避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難	警戒レベル 3
大雨，洪水，高潮注意報 （気象庁から注意報などが発表される）	気象状況悪化	・避難に備え自らの避難行動を確認（ハザードマップなどで災害の危険リスク，避難する場所，避難経路，避難するタイミングなどを確認）	警戒レベル 2
早期注意情報 （気象庁から今後の見込みで警報級の可能性が発表される）	今後気象状況悪化のおそれ	・災害への心構えを高める（最新の気象情報などに注意）	警戒レベル 1
※ 気象庁等の防災気象情報の「警戒レベル」と同じ「警戒レベル」の避難情報を市が発令するとは限りません。 ※ 気象庁等の防災気象情報の「警戒レベル」を参考にしながら、適切な避難行動を判断するとともに、市から発令が予想される避難情報に注意してください。			